明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五）　一

〔告　示〕
○除籍の一部が滅失した件（法務一五）　一
○除籍が滅失した件（同一六）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一七）　二
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一九二）　三
○緊急指定種を指定する件（環境三）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一四）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局三）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　法務省　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（岡山労働局最低工賃公示一、高知同一）　八
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中国運輸局最低賃金公示一）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
監査法人処分、建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一二六

府　令

○内閣府令第五号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十二条第三項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（準用） **第三十二条**　第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があった場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への届出について準用する。この場合において、同項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への届出については、第三十条第二号中「所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」とあるのは、「所在地」と読み替えるものとする。	（準用） **第三十二条**　第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があった場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への届出について準用する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。